

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成25年度 諮問受理第153号	平成26年1月17日 付け大生保生第 1177号	平成25年10月16日	総務局は、大生総・大生保生分「権利の濫用」却下決定事案全部求む！「11」（大情審答申第332号）引用是認する大総務行第e-3・e-26号決定事項有る為、関係局義務負うのは、明白。むしろ前記「決定」事由示す物的証拠をも求む！	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年10月30日付け大生保生第895号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年12月3日	処分の取り消しを求める。訂正当然。「権利の濫用」主張する実態欠如。生活保護法第4条解釈する文献「大健福第1933号」（公）は、実施機関も決定有。文献（冊子類）とうり、嘱託医見解基づく、自己情報管理は、法律上義務負う。「無診療」の回答を有効とする法律は、無い。更に他法活用不可。軽微な誤字・脱字は、訂正不要だが、事案（決定事項）の誤りは、本来、原課が、修正要す。しかし、実施機関は、修正拒否や訂正拒否する基本拒否は、不適法。事案の表記「正確」要す。尚、大生保生第569・684号「不」非公開は、実施機関主張の信用性欠く。又、大生保生第251号「不」非開示は、大生保生第557号「理由説明書」有。 実施機関は、「大情審答申第332号引用是認する」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第349号第5の5(3)にいう「答申に対する不満を述べるに過ぎない公開請求」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。
2	平成25年度 諮問受理第154号	平成26年1月17日 付け大生保生第 1179号	平成25年11月5日	大情審答申第332号・〇〇会長（弁護士）は、添付する目次（平成23年度「生活保護関係法令通知集」）上の「7 他法との関係」「6 他法との関係」は、「社援保発第0324号」「社保発第0331007号」が、明示有るが、未決定続く生野区役所行為を「是認」する法的根拠求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年11月15日付け大生保生第960号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年12月3日	処分の取り消しを求める。訂正当然。「権利の濫用」主張する実態欠如。生活保護法第4条解釈する文献「大健福第1933号」（公）は、実施機関も決定有。文献（冊子類）とうり、嘱託医見解基づく、自己情報管理は、法律上義務負う。「無診療」の回答を有効とする法律は、無い。更に他法活用不可。軽微な誤字・脱字は、訂正不要だが、事案（決定事項）の誤りは、本来、原課が、修正要す。しかし、実施機関は、修正拒否や訂正拒否する基本拒否は、不適法。事案の表記「正確」要す。尚、大生保生第569・684号「不」非公開は、実施機関主張の信用性欠く。又、大生保生第251号「不」非開示は、大生保生第557号「理由説明書」有。 実施機関は、「大情審答申第332号…生野区役所行為を是認する法的根拠」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第349号第5の5(3)にいう「答申に対する不満を述べるに過ぎない公開請求」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。
3	平成25年度 諮問受理第168号	平成26年3月20日 付け大市民第6271号	平成25年12月9日	市民局は、「大総務第e-3号」P.3の「弁護士の回答」を特定して、当回答する「弁護士記録票」求める。（尚、記者配布資料上の記載為、e-3号「公開決定事項」より、公開請求可能考え、本書請求行う。）（大市民第6110号「各弁護士記録票」有）	大阪市人権啓発・相談センター	平成25年12月24日付け大市民第6181号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年1月17日	処分の取り消しを行い、情報提供せよ。（公表する一般公開は、情報提供する公開条例「原則」有。=第36条）、又、大総務第e-3号、P5の誤りである。共有化の為、P.3不適切。大市民第6151号「不」非公開（他法事案の「〇〇弁護士記録票」共有化記録欠如は、本件決定との矛盾や、e-3号P.5「弁護士の回答」との相違有。（弁護士は、「別の問題」示している=大市民第6139・6167号「〇〇弁護士」分との矛盾有）。 実施機関は、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第349号第5の5(3)にいう「答申に対する不満を述べるに過ぎない公開請求」に該当すると判断したため（か）欄記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
4	平成25年度 諮問受理第169号	平成26年3月20日 付け大市民第6272号	平成25年12月9日	大総務第e-3号・e-26号の資料上「弁護士の回答」記述有り、当弁護士の回答求める。 (大総務第e-184号は、補正依頼での「見解」を「回答」返送) 回答不明は、有り得ず!!!	大阪市人権啓発・相談センター	平成25年12月24日付け大市民第6182号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年1月17日	処分を取り消しを行い、情報提供せよ。(公表する一般公開は、情報提供する公開条例「原則」有。=第36条)、又、大総務第e-3号、P5の誤りである。共有化の為、P. 3不適切。 大市民第6151号「不」非公開(他法事案の「〇〇弁護士記録票」共有化記録欠如は、本件決定との矛盾や、e-3号P. 5「弁護士の回答」との相違有。(弁護士は、「別の問題」示している=大市民第6139・6167号「〇〇弁護士」分との矛盾有。 実施機関は、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第349号第5の5(3)にいう「答申に対する不満を述べるに過ぎない公開請求」に該当すると判断したため(か)欄記載の決定を行った。
5	平成25年度 諮問受理第171号	平成26年3月31日 付け大総務第e-307号	平成26年2月3日	大阪市情報公開審査会への「諮問通知書(略)各職個々の決定表記求める。並びに、私の行う同じく各職分個々の事案「不服申立書」全点表記した決定求む。 (「不服申立書」と「諮問事項」の整合性や時系列の処理を確認、又、「重要事項」絞り込み、これまでの答申に足らず、判断示す) →大阪府各同職の協力を得ている。社会援護課との相違する市答申、医事看護課見解との相違や他「様々」の府市相違有。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成26年2月14日付け大総務第e-266号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年3月12日	大福祉第3281号「開」(本件、通知書上表記する市民の声No. 7点)とうりの収集上作成点有「不服申立書」の確認理由「一般的な不平不満」扱いや、「諮」との整合性確認要す為、「公」「開」求める 職員の不都合際は、「却下」理由それぞれ続ける。※情報提供拒否続ける。 表記する「保護課の異議申立人の件」見解(非該当より、発行不適切、回答書使用せず、等)を承知の上、否定する「記者会見」するのは、条例上反す(個人情報保護条例第6・13条)為、「公」「開」求める。 ※大福祉第3285号「不非開示」(非該当者示す)、大生支第470号「不非開示」(非該当者示す)、法令上「非該当」見解。 実施機関は、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第349号第5の5(3)にいう「答申に対する不満を述べるに過ぎない公開請求」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
6	平成26年度 諮問受理第1号	平成26年4月3日 付け大総務第e-11号	平成26年1月17日	大総務第e-3号求める。(再度)(情報公開グループは、「決定書」が、具体性欠く為、再請求して、当局当区の決定事項基づく、「不服申立」行う。(争う))	総務局行政課(情報公開グループ)	平成26年1月29日付け大総務第e-251号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年3月24日	処分を取り消し、全件求める。社会通念上、一般常識範囲の請求(矛盾の解明)より、保有から、一般公開済の為、情報提供せよ。個人の件は、所管外の為、越権行為示す。 (「公」・「不」非公開の記者会見である) 大阪市情報公開審査会は、「個人の件」事案欠如。大情審答申第332号「11」も「不」非公開の答申表示。何故か、大総務第e-3号「公」は、個人の件有り、収集元不明。「権利の濫用」続行ばかりで、作成根拠不明のままより、「公開条例解釈運用手引き」逸脱する。単に排除必死に有。 実施機関は、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第349号第5の5(3)にいう「答申に対する不満を述べるに過ぎない公開請求」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
7	平成26年度 諮問受理第60号	平成26年5月1日 付け大生保生第 126号	平成26年3月13日	大情審答申第318号「実施機関の主張 (来庁指示否定)」は別添「医療券 の取り扱いについて(当区交 付)」、市民の声No.1201-10253-001- 01(H24, 1/30)・1101-11702- 001-01(H23, 8/24)、1101- 11702-002-01(H23, 8/22)、 1101-11566-001-01(H23, 8/ 4)、1120-20090-001-01(H23, 0 /17)、大生保生第1127号「不」非 公開、749号「是」拒否、通知書G・ H・I(公益通報)を相違する理由 求める!	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成26年3月27日付け大 生保生第1399号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成26年4月8日	「社発第727号」第7-2は、実施機関決定欠如。「文献」法 第50条決定欠如。 処分の取り消しを求め、大生保生第399号(大個審答申第69 号)主張とうりの法第123号に基づいた法第50条1項調査する法 第25条2項判断する「レセプト(異議申立人の分)」決定せ よ。※6・7貼るもの決定要す。 H19年9月までの「レセプト」は、区が除外経過から、一点 残り、H19.12月のみ区決定可能性有。大生保生第635・636・ 912・935・100号「不」非開示は、6・7貼るもの不明。 他法活用原則とは、法第4条「改訂増補生活保護法の解釈と 運用」該当する「レセプト」要すが、生野区は、「無診療診 察禁止(医師法第20条)」のH20. 3/26「発行」から、前 記「文献」上法第50条(医師法第19条診療拒否禁止)主張 が、全く食い違う法律解釈に有。(理由説明書)※他法活用 とは、「レセプト」規定したレセプト要す。 実施機関は、「大情審答申第318号実施機関の主張」などの記 載内容から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が答申第349号 第5の5(3)にいう「答申に対する不満を述べるに過ぎない公 開請求」に該当すると判断したため、(き)欄に記載の決定 を行った。
8	平成26年度 諮問受理第62号	平成26年5月1日 付け大生保生第 130号	平成26年3月25日	生野区生活支援は、対外的説明と異 議申立人個人の説明が、不一致の為 「矛盾」する請求を「権利の濫用」 却下するが、公開条例第10条2・3 項「具体的な理由(請求と決定の因 果関係分かる様)」不提より、大生 保生第634・703号決定する「公」大 情審答申第332号のみ表示分かる事実 求める。	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成26年4月7日付け大 生保生第19号 公開請求 却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成26年4月11日	処分の取り消しを求める。何故、「生野区生活支援」が、障 害者自立支援法第58条「解釈」可能か。生活保護法第4条主 張以外「他法件」不可。「神経症」該当する答申件欠如。大 生保生第251号「不」非開示大福祉第802号「不」非開示 「レセプト」解釈する他法件をレセプト欠如する6・7貼り 付け不可。貼る情報「個」欠如。 「改訂増補生活保護法の解釈と運用」は、法第50条部分が、 生野区主張逸脱明白。 第一、大生保生第579・648号「不」非公開有り、大福祉第 2026号「不」非公開(答申第332号)も有る。医療券発券(自 動的)や無効処理は、法律規定欠如から、「通院有・無」レ セプト点検のみ確認可能。 実施機関は、「大情審答申第332号、具体的な理由不提」など の記載内容から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が答申第 349号第5の5(3)にいう「答申に対する不満を述べるに過ぎ ない公開請求」に該当すると判断したため、(き)欄に記載 の決定を行った。
9	平成26年度 諮問受理第66号	平成26年5月8日 付け大市民消費第 28号	平成26年3月5日	市民局は、答申事案が、「特定商取 引法(訪販件)」主張だが、「公益 通報」上は、市販・通販の解釈主張 する為、①答申と②「通報について の連絡」は、逆説な「著しい」主張 に有り、「逆説」する理由分かるも の求める。(答申が、同案を市内不 一致は、不適切)	大阪市消費者セン ター	平成26年3月19日付け大 市民第5265号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件 名又は内容」欄に記載された内容に 係る請求は、情報公開制度の趣旨か ら著しく乖離しており、権利の濫用 と解されるため	平成26年4月8日	「個人情報保護条例解釈運用手引き」逸脱かの「不正確」事 実関係。 処分の取り消しを求め、当時の〇〇課長代理が、啓発セン ターでの「閲覧」済より、両弁護士に回答を調整する「専門 相談事業(大市民第6016号「公」)有。大市民第5302号 「不」非公開有。 「個人情報」欠如する法的解釈不可(法的根拠「個」欠如) 大総務第e-3号「公」との因果関係欠如。(※「弁護士の 回答」不満と異議申立人の件主張有) 職員こそが、「不都合」な弁護士回答拒否する実態。市民局 事業の空洞化す。 更に、「事業者」答弁(裁判)も食い違う。全体的「不整 合」※達第33号反す職員行為。 実施機関は、「答申事案」との記載から、(え)欄に記載の 公開請求の趣旨が、答申349号第5の5(3)にいう「答申に対す る不満を述べるに過ぎない公開請求」に該当すると判断した ため、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
10	平成26年度 諮問受理第84号	平成26年6月17日 付け大総務第e-66号	平成26年4月1日	大政第199号「部公」(H24. 9/10)を再請求する。「不服申立」行う。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成26年4月11日付け大総務第e-18号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年5月7日	<p>処分の取り消しを求め、答申上「知る権利」保障より、全公開せよ。答申「件」の「公」と「不非公開」の整合性欠き、「公」と「不非開示」も「矛盾」や「不承認」条文のみ理由付け「個」件主張欠如する。 ※「答申」同案の判断一貫性欠如根拠「理由説明書」一貫性欠如あり。 「権利の濫用」理由不明示(具体性ある客観的理解し得るもの明示＝「手引き」第10条2・3項)。 再請求理由「不服申立する」明示より、「不服申立権」侵害。本件の「不服申立立て」より、全公開せよ。大福祉第3281号、大健福第1916「公」→大生支470号「不非開示」・1918号「公」、大政第188・e-358号「公」等々との「整合性」確認する権利有「個人」件の関係資料。</p> <p>実施機関は、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第349号第5の5(3)にいう「答申に対する不満を述べるに過ぎない公開請求」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。</p>
11	平成26年度 諮問受理第86号	平成26年6月17日 付け大生保生第318号	平成26年4月3日	第12章(ICD10)「大生保生第1085号(公)」・「自立支援医療の概要」大生保生第1099・1170号(公)は、「神経症」該当する主張根拠提示だが、大情審答申第332号別2・イ・7の大生保生「不」非公開(大健福・大福祉・大市民「不」非公開)から「神経症」の欠如する同伴多々より、審査会は、答申上「法第123号」規定する「神経症」見解欠如の為、「断定」出来る「神経症」規定有るもの求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年4月10日付け大生保生第31号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年5月7日	<p>処分の取り消しを求め、大生保生第9号(大個審第69号)「法第123号」該当レセプト求める。 大健福第1918号「国の指導」より、義務負う。※大生保生第1313号「公」同通知有り、通知上の2(1)イ・(2)規定示す。大生保生第30・31号の「却」理由は、「事実」欠如する答申「件」無い。大生保生第1440号「不非開示」・574号「不非公開」(答申第332号「件」)大健福第6290号「不」矛盾「生野区主張」否定する大健こ第145・258・580号「不非公開」大福祉第1317・1951・4516・4517号「不」非公開。 生野区は、「要望書」(答申第272号(答申第332号)別表2、1001-11779-001-01)の「うつ病」非該当も有る記載を理解せず。 法第123号「明示」うつ病の非該当者有るのを不明示「神経症」無診療該当指導「発行」の自己情報レセプト欠如主張は、H19. 9月までの「レセプト」非該当見解を全く矛盾する。H19. 12月「レセプト」は、H20年3月「医療要否意見書」有。「個人」請求経緯数年中の「不」より、H20. 3月「指導(発行)」は、H20年3月「医療要否意見書」以外。</p> <p>実施機関は、「大情審答申第332号…審査会は神経症見解欠如…」などの記載内容から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が答申第349号第5の5(3)にいう「答申に対する不満を述べるに過ぎない公開請求」に該当すると判断したため、(き)欄に記載の決定を行った。</p>
12	平成26年度 諮問受理第88号	平成26年6月17日 付け大生保生第322号	平成26年4月8日	大情審答申第349号「5」今後の対応について(2)の「事実性」分ならず、現に、「大総務第e-81・e-118(不)」非開示・公開からも不明。社援第3239号「公」・2768号「不非公開(受付番号第1254号・1255号)」一致する答申件欠如から、答申資料調査批判は、市民への暴言値する。「5」用件明白な国の見解分るものを求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年4月15日付け大生保生第37号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年5月7日	<p>処分の取り消しを求め、「社援保発第0324号」・「社援第2700号(大健福第6151号「決定書」)・「社発第727号第2・7(第1・3・4・5・6も合わせて)、「改訂増補生活保護法の解釈と運用」の正常化する情報公開制度(情報公開法等々)機能回復せよ。 医療無資格者の6・7行政指導(発行)は、医師法違反。(CWの診断行為)大福祉第3450・3446・3571・3572・3750・3751・4516・4517号「不非公開」件は、大生保生第1055号・1099・1170・1313・1317・1168号「公」件、大生保生第1057・1086号「公」件、大生保生第1263・1265・1294号「公」件、等々「大健こ第145・258・580号(不非公開)」法第125号所管見解を相違や「社発第727号」却下は、<大生保生第1440号「不非開示」件>相違有。第7-2の「矛盾」有。</p> <p>実施機関は、「答申資料調査批判は、市民への暴言値する」などの記載内容から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が答申第349号第5の5(3)にいう「答申に対する不満を述べるに過ぎない公開請求」に該当すると判断したため、(き)欄に記載の決定を行った。</p>

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
13	平成26年度 諮問受理第115号	平成26年8月14日 付け大生保生第 607号	平成26年6月6日	「権利の濫用」「職員の裁量権」の 明白な違いを示すもの求める。(鮮 明な資料)「補正依頼」本旨は、答 申上示す「請求者」基準に無い。 「法律第123号」解釈を「法律第144 号」見解、「医師法」解釈を「法律 第144号」見解、等の「生野区」件 多々有。	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成26年6月17日付け大 生保生第332号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成26年7月14日	<p>処分の取り消しを行い、所管外違法行為は是正する「不」決定 を速やかに行え。 大健こ第258・273・580・273号「不非公開(法律第123号見解 上欠如)」件逸脱禁止。 ※法的責務「不要な収集実施(H20.3/26)の不適法行 為。 「神経症性障害」主張(〇〇)する生野区見解法的根拠欠如 続き、「権利の濫用」続け、真っ向から、市民サービス拒否 あからさま。地公法第32条は、医師法免責・免除欠如。 但し、「権利の濫用」からも明白化する生野区生活支援が、 医師法・障害者自立支援法(現在、障害者総合支援法)を所 管する原課決定が、違法。</p> <p>実施機関は、「権利の濫用 職員の裁量権の明白な違いを示 すもの」などの記載内容から、(え)欄に記載の公開請求の 趣旨が答申第349号第5の5(3)にいう「答申に対する不満を 述べるに過ぎない公開請求」に該当すると判断したため、 (き)欄に記載の決定を行った。</p>
14	平成26年度 諮問受理第117号	平成26年8月14日 付け大生保生第 611号	平成26年6月6日	生活保護制度上、「社発第727号」第 2・7の法令規定より、区役所の法的 権限欠如、法律第123号解釈が法律 第144号見解を生野区生活支援主張 は、違法行為が、「権利の濫用」公 却件の是認する「答申」を法律上可 能なもの求める。(個別性質法律は 同性質扱い)〔従割行政必死の「答 申」〕	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成26年6月17日付け大 生保生第334号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成26年7月14日	<p>処分の取り消しを行い、所管外違法行為は是正する「不」決定 を速やかに行え。 大健こ第258・273・580・273号「不非公開(法律第123号見解 上欠如)」件逸脱禁止。 ※法的責務「不要な収集実施(H20.3/26)の不適法行 為。 「神経症性障害」主張(〇〇)する生野区見解法的根拠欠如 続き、「権利の濫用」続け、真っ向から、市民サービス拒否 あからさま。地公法第32条は、医師法免責・免除欠如。 但し、「権利の濫用」からも明白化する生野区生活支援が、 医師法・障害者自立支援法(現在、障害者総合支援法)を所 管する原課決定が、違法。</p> <p>実施機関は、「公却件の是認する答申」などの記載内容か ら、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が答申第349号第5の5 (3)にいう「答申に対する不満を述べるに過ぎない公開請求」 に該当すると判断したため、(き)欄に記載の決定を行っ た。</p>
15	平成26年度 諮問受理第118号	平成26年8月14日 付け大生保生第 613号	平成26年6月6日	大阪市情報公開審査会・大阪市個人 情報審議会・情報公開Gは、「自立 支援医療(精神通院医療)」が、医 療無資格者職員の見解を医療無資格 者の委員との「医療」判断する医師 法違反行為への法的義務「免除」 (単なる意見交換程度の「答申」) 分かるもの求める!	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成26年6月17日付け大 生保生第335号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成26年7月14日	<p>処分の取り消しを行い、所管外違法行為は是正する「不」決定 を速やかに行え。 大健こ第258・273・580・273号「不非公開(法律第123号見解 上欠如)」件逸脱禁止。 ※法的責務「不要な収集実施(H20.3/26)の不適法行 為。 「神経症性障害」主張(〇〇)する生野区見解法的根拠欠如 続き、「権利の濫用」続け、真っ向から、市民サービス拒否 あからさま。地公法第32条は、医師法免責・免除欠如。 但し、「権利の濫用」からも明白化する生野区生活支援が、 医師法・障害者自立支援法(現在、障害者総合支援法)を所 管する原課決定が、違法。</p> <p>実施機関は、「単なる意見交換程度の答申」などの記載内容 から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が答申第349号第5の 5(3)にいう「答申に対する不満を述べるに過ぎない公開請 求」に該当すると判断したため、(き)欄に記載の決定を 行った。</p>

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
16	平成26年度 諮問受理第157号	平成26年11月13日 付け大生保生第 1104号	平成26年 8 月11日	情報公開G、生野区生活支援は、 H25、3/21「記者会見」の法律上因 果関係欠如する①②③件に、④大福 祉第2026号「不非公開（法第50条事 例・判例欠如）」件、「問い合わせ 先番号両課表示だが、問い合わせ拒 否する理由。説明拒否続く両課○ ○、○○職員。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年 8 月25日付け大 生保生第670号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成26年 9 月11日	大情審答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951 号」不件・「大生保生第574・602・624号」不件 大情審答申第272号・大個審答申第57号「不」件全部 大生支 第470号「不非開示（「他法活用検討依頼通知」欠如）」（H 22. 2/17）件 ☆「第7精神医療取扱要領」資料P. 451～ 457の厚生省「告示」第4号（H18. 1/12）P. 455～457 答 申第272号別表2 調査資料 「生活保護法医療扶助業務担当非 常勤職員（嘱託医師）要綱」6(2) 答申第272号調査資料別表1・2 全点※「抑うつ状態」はI C D-10F 3類規定 実施機関は、「H25、3/21『記者会見』の法律上因果関係欠 如する」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の 趣旨が答申第349号第5の5(3)にいう「答申に対する不満を 述べるに過ぎない公開請求」に該当すると判断したため、 （き）欄に記載の決定を行った。
17	平成26年度 諮問受理第160号	平成26年11月13日 付け大生保生第 1110号	平成26年 8 月13日	平成25年度「難波市民学習センター の情報公開制度のあり方」学習会 （情報公開G実施）での○○弁護士 論説上「権利の濫用は、話し合い解 決」を次の局・区 総務局・市民 局・生野区 拒否続き、「権利の濫 用」大量交付続く必要性分かるもの 求める。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年 8 月25日付け大 生保生第660号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成26年 9 月11日	大情審答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951 号」不件・「大生保生第574・602・624号」不件 大情審答申第272号・大個審答申第57号「不」件全部 大生支 第470号「不非開示（「他法活用検討依頼通知」欠如）」（H 22. 2/17）件 ☆「第7精神医療取扱要領」資料P. 451～ 457の厚生省「告示」第4号（H18. 1/12）P. 455～457 答 申第272号別表2 調査資料 「生活保護法医療扶助業務担当非 常勤職員（嘱託医師）要綱」6(2) 答申第272号調査資料別表1・2 全点※「抑うつ状態」はI C D-10F 3類規定 実施機関は、「『権利の濫用』大量交付続く必要性分かるも の求める」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求 の趣旨が答申第349号第5の5(3)にいう「答申に対する不満 を述べるに過ぎない公開請求」に該当すると判断したため、 （き）欄に記載の決定を行った。

(注) (え) 欄及び (け) 欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。